

令和5年2月13日

葬祭業事業者 各位

川崎市シルバー人材センター  
かわさき南部斎苑

### 案内看板設置の一部禁止について（お知らせ）

日頃から、川崎市斎苑を御利用いただきましてありがとうございます。

さて、会葬者等への案内看板については、苑内に任意で設置されているところですが、川崎市健康福祉局との協議の結果、以下の場所については令和5年4月1日から設置を禁止いたしますので御理解のうえ、御協力くださいますようお願いいたします。

- 1 場所 地下駐車場  
(地下駐車場から施設内に向かう入口付近)
- 2 禁止の開始  
令和5年4月1日（土）から
- 3 備考  
地下駐車場から式場などに向かわれる会葬者が、看板に御葬家名の記された方専用の入口と誤解されるとともに、撤去し忘れる斎苑利用者が散見されることなどへの対応です。  
なお、1階・2階については従来どおり設置していただいております。